

# 太陽光発電施設普及にかかる施策について

---

平成22年2月  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー対策課

# 太陽光発電の現状(導入量、導入促進策等)

## データ(2005年時点)

導入量 約142万kW(原油換算35万kl)  
 発電原価 約49円/kWh  
 CO<sub>2</sub>削減コスト(試算): 6万9千円/t-CO<sub>2</sub>

## 普及の流れ

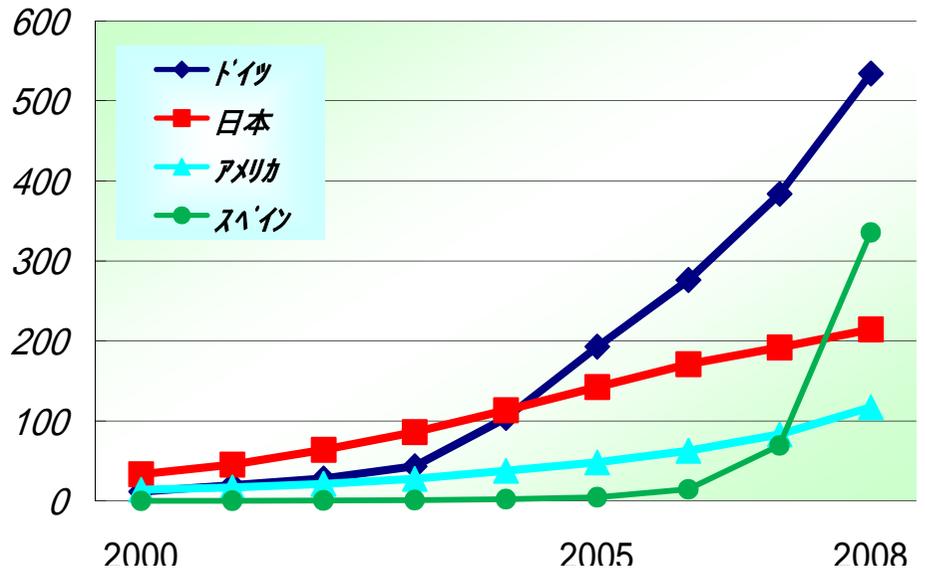
住宅(現状8割) 非住宅 メガソーラー

海外では、日本と逆の順番に普及しているケースもある  
 電事連は、2020年までに約30地点でのメガソーラー建設計画を公表(2009年9月)

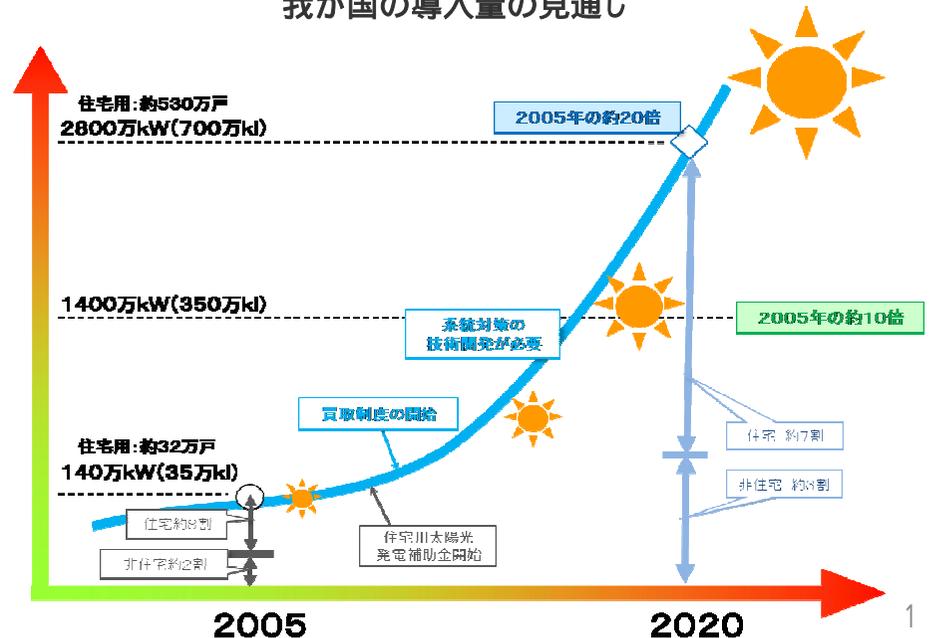
## 現在の導入促進策

補助金(住宅用・事業用・公共用)、税制優遇  
 余剰電力買取制度  
 RPS制度(買取制度対象外のものに限る)  
 研究開発・実証試験

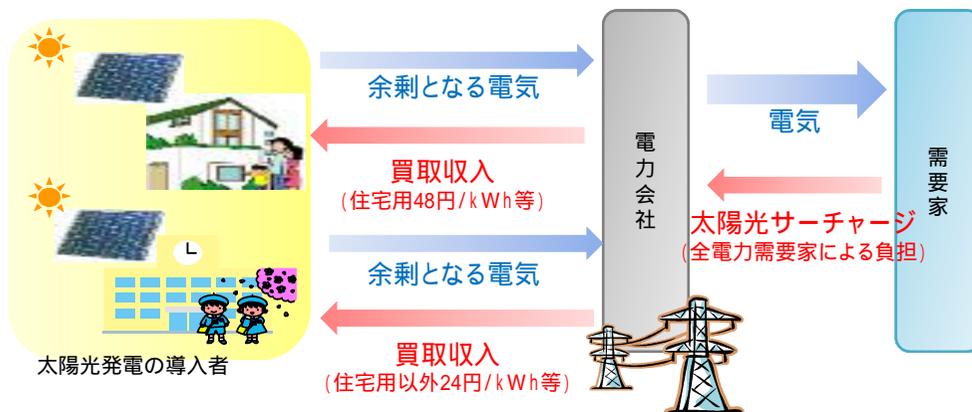
(万kW) 太陽光発電の累積導入量の推移



我が国の導入量の見通し



## 太陽光発電の新たな買取制度



現在、「再生可能エネルギーの全量買取制度」を検討中

# 太陽光発電の現状

## 市場シェア

2005年は世界シェア約50% (833MW)  
 2008年は世界シェア約18% (約6分の1)  
 (1220MW、2005年から約1.5倍増)

同期間に、世界における生産量は約4.4倍に急増  
 欧米系企業が中国・台湾でフルターンキーによる量産開始

## 将来の市場

2020年に最大10兆円(世界シェアを3分の1まで回復したケース)、雇用規模最大11万人  
 (ソーラー・システム産業戦略研究会報告書、2009年3月)

## 太陽光発電の導入事例

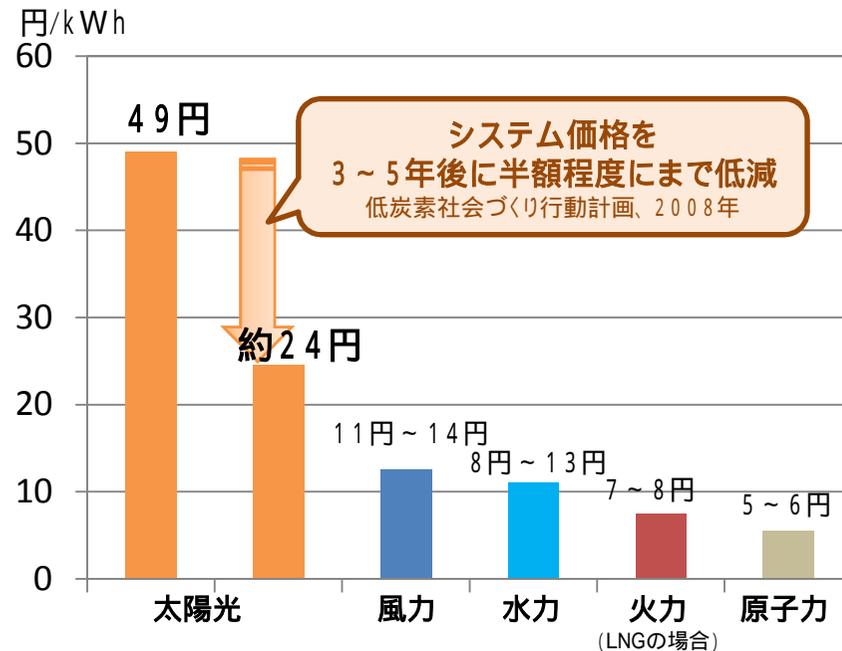
<住宅用>  
 (群馬県太田市)

<メガソーラー>  
 (山梨県北杜市)

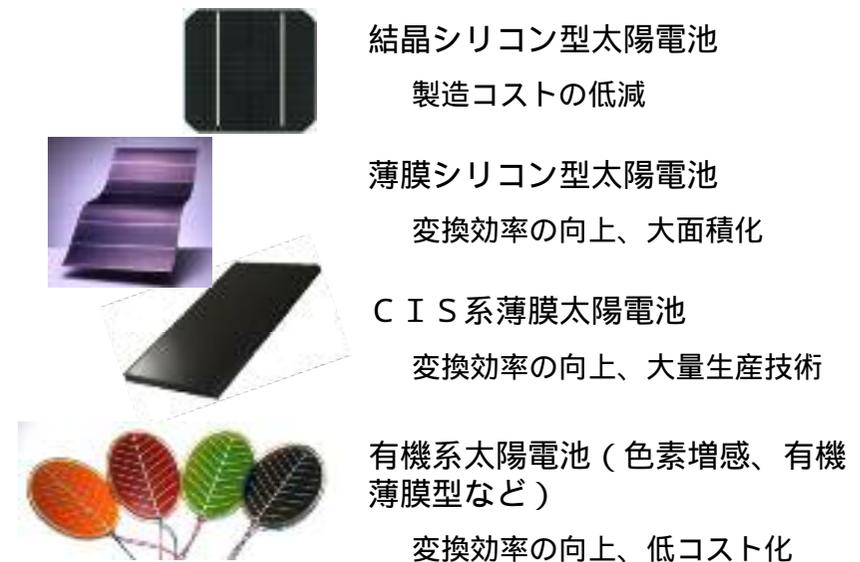
<非住宅用(元住吉駅)>  
 (神奈川県川崎市)



## 太陽光発電のコスト(2008年)



## 革新的太陽光発電の技術開発の例



# 太陽光発電の導入に関する政策支援措置（補助金と税制）

	住宅用		非住宅用
	新築	既築	
補助金	<p>太陽光発電設備を設置する場合、1kWあたり7万円を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1家庭の標準的設備容量3～3.5kWの設置で21～25万円に相当</li> <li>補助対象の設備の条件は、次のとおり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>変換効率が一定以上のも</li> <li>一定の品質・性能が一定期間確保されているもの</li> <li>kWあたりのシステム価格(施工費含む)が70万円以下のもの</li> </ul> </li> </ul> <p>【住宅用太陽光発電導入支援対策補助金】                      平成20年度一次補正予算額 90億円                      平成21年度予算額 201億円                      平成21年度補正予算額 220億円                      平成22年度当初予算案額 401億円</p>	<p>太陽光発電設備を設置する場合であって、                      設置主体が公的機関や非営利民間団体                      (地方自治体、学校、病院など)のとき                      設置主体が民間事業者であっても、地方自治体と連携して設置するとき                      事業費の1/2以内を補助</p> <p>上記以外の場合には、事業費の1/3以内を補助                      【新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金】</p> <p>平成21年度予算額 364億円                      平成21年度補正予算額 161億円                      平成22年度当初予算案額 345億円</p>	
税制	<p>ローンを組んで新築住宅を取得する場合、太陽光発電設備の設置も含めたローンの年末残高に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般住宅:1.0%</li> <li>長期優良住宅:1.2%</li> </ul> <p>を所得税から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>控除期間は最大10年</li> <li>控除額上限は                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一般住宅:500万円</li> <li>長期優良住宅:600万円</li> </ul> </li> </ul> <p>【住宅ローン減税の延長・拡充】                      平成21年度改正(適用期間:5年間)</p>	<p>ローンを組まずに既築住宅の省エネ改修工事を行う場合であって、太陽光発電設備を設置するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これら工事費用の10%を所得税額から控除</li> <li>対象工事費用上限は300万円</li> </ul> <p>【住宅の省エネ改修に係る投資型減税措置の創設】                      平成21年度創設(適用期間:2年間)</p>	<p>太陽光発電設備を設置する場合に、                      所得税又は法人税の額から取得額の7%を税額控除(中小企業等の場合のみ)                      又は                      初年度の即時償却(取得価格の全額)                      【エネルギー需給構造改革推進投資促進税制】                      平成21年度改正(初年度即時償却の適用期間:2年間)</p> <p>太陽光発電設備を設置する場合に、課税される固定資産税について、最初の3年間の課税標準を2/3に軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象の設備は、国の補助金を受けて設置されるもので、10kW以上のもの</li> </ul> <p>【太陽光発電設備に対する課税標準の特例措置】                      平成21年度創設(適用期間:2年間)</p>

# 「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」

太陽光発電に関する累次の政府決定等を踏まえ、広く関係者の取組みを促すべく、当面の具体的措置を明確化するものとして、2008年11月に「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」を策定・公表。

道路、鉄道、港湾、空港などの公的施設の分野については国土交通省と、小・中学校、高校・高専、大学等の教育施設の分野については文部科学省と、それぞれ連携して取り組むことを打ち出したもの。

2008年11月以来の施策やプロジェクトなどの展開を踏まえ、これまでの取組みを確実なものとし、かつ、新たな取組みの掘起しを行うべく、本年3月、進捗状況のフォローアップと今後の取組みを整理(「アクションプラン」の改訂)。

## 【改訂のポイント】

### (1) 公的分野をはじめとする導入拡大の多様化・加速化

- 学校、病院などをはじめ、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど、地域の「拠点」となるさまざまな「場」への導入拡大 など

### (2) 地域の特徴を活かしたプロジェクトの展開

- 電力会社などによる「メガソーラー」計画の具体化、次世代エネルギーパークの活用などをはじめ、地域関連企業との連携のもとでの特色あるプロジェクトの展開 など

### (3) 政策支援措置の展開

- 住宅用導入補助金の実施、省エネ改修時の導入に対する投資型減税措置、余剰電力の買取制度の検討開始 など



これらについて、「これまでの主な取組み」と「今後の新たな取組み」に大別して整理。  
連携省庁は、昨年11月の段階での4省(経済産業省・文部科学省・国土交通省・環境省)に加えて、警察庁・総務省・厚生労働省・農林水産省・内閣官房が新たに参加。9省庁での連携した取組みを展開。

## 【参考:既に導入・計画されている例】

道路:高速道路の法面



(大阪府・吹田市の千里万博公園)  
200KW

鉄道:駅舎



(神奈川県・川崎市の元住吉駅)  
140KW

臨海部:コンビニート地(計画)



(大阪府シャープ「21世紀型コンビニート」)  
18000KW 完成イメージ

教育施設:校舎のひさし



(東京都・武蔵野市 大野田小学校)  
21KW

空港:貨物ターミナル(計画)



(羽田空港・国際貨物ターミナル)  
2000KW 完成イメージ

コンビニエンスストア



(長野県・セブン-イレブン 駒ヶ根上穂栄町店)  
5.2KW  
病院施設

ガソリンスタンド



(愛知県・コスモ石油株式会社 幸田SS)  
25KW

農業施設



(群馬県・平出椎茸生産組合)  
200KW



(岡山県・倉敷神経科病院)  
40KW

